

【No. 8】 当事業年度終了の時ににおける資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている法人等であるにもかかわらず、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。

また、適用除外事業者（当事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等）であるにもかかわらず、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率（15%）を適用していませんか。

所管	業種目	税務	要否	別表	※
法人区分	事業種目	法人区分	要否	別表	※
同非区分	同非区分	同非区分	同非区分	同非区分	同非区分
旧納税地及び旧法人名等	旧納税地及び旧法人名等	旧納税地及び旧法人名等	旧納税地及び旧法人名等	旧納税地及び旧法人名等	旧納税地及び旧法人名等
添付書類	添付書類	添付書類	添付書類	添付書類	添付書類

【No. 1】 電子申告義務がある法人（当事業年度開始の時ににおける資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社）の場合、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
令和 〇〇 年

事業年度分の法人税
課税事業年度分の地方法人税

申告書
申告書
翌年以降
送付要否
適用額明細書
提出の有無

【No. 2】 法人税の確定申告書には、次に掲げる書類を添付していますか。

- ① 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
- ② 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 会社事業概況書（完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。）
- ⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
- ⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）
- ⑦ 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち税額又は所得金額を減少させるもの等の適用を受ける場合）（租特透明化法第3条）

所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1								
法人税額 (53) + (54) + (55)	2								
法人税額の特別控除額 (別表六「六」「4」)	3								
差引法人税額 (2) - (3)	4								
連結納税の承認を取り消された 場合等における既に控除された 法人税額の特別控除額の加算額	5								
課税土地譲渡利益金額 (別表二「二」24 + 別表二 「二」25) 別表二「三」20)	6								
同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7								
課税留保金額 (別表三「三」「4」)	8								
同上に対する税額 (別表三「三」「8」)	9								
法人税額 (4) + (9) + (10) + (11)	10								
中間申告分の法人税額 (15)	15								
課税標準法人税額 (3) + (34)	35								
地方法人税額 (8)	36								
課税留保金額に係る地方法人税額 (39)	37								
所得地方法人税額 (36) - (37)	38								
外国税額の控除額 (別表六「六」「50」)	40								
差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	42								
中間申告分の地方法人税額 (43)	43								
差引確定(中間申告の場合はその 確定法人税額) 税額としてマイナスの 場合は、(42) - (43) 場合に、(45)へ記入	44								

【No. 6】 15欄及び43欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。

【No. 7】 地方法人税額の計算につき、別表一次葉の56欄～59欄により計算していますか。

【No. 7】 40欄の金額は、別表六(二)の50欄の金額と一致していますか。

【No. 3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

所得税額等の還付金額 (21)	25								
中間納付 (15) - (14)	26								
欠損金の繰戻し による還付請求税額	27								
計 (25) + (26) + (27)	28								
この申告前の所得 金額又は欠損金額 (60)	29								
この申告による納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (65)	30								
欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七「七」の計1欄表七「二」9 若しくは「三」又は別表七「三」9)	31								
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七「七」「5」の合計)	32								
この申告による還付金額 (43) - (42)	45								
この申告の金額に 対する法人税額 (68)	46								
課税留保金額に 対する法人税額 (69)	47								
課税標準法人税額 (70)	48								
この申告により納付 すべき地方法人税額 (74)	49								
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額									
剰余財産の最後の分配又は 引渡しの日									
還付を受ける 金融機関等									

税理士名
署

別表一 各事業年度の所得に係る申告書
内国法人の分
…
令三・四・一以後終了事業年度等分

別表一次葉

令三・四・一以後終了事業年度等分

事業年度等		法人名			
法人税額の計算					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1) と $800\text{万円} \times \frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	50	000	(50) の 15 % 又は 19 % 相当額 53		
(1)のうち特例税率の適用がある協同					
<p>【No. 8】 当事業年度終了の時ににおける資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている法人等であるにもかかわらず、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。また、適用除外事業者（当事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等）であるにもかかわらず、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率（15%）を適用していませんか。</p>					
地方法人税額の計算					
所得の金額に対する法人税額 (33)	56	000	(56) の 10.3 % 相当額 58		
課税留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57) の 10.3 % 相当額 59		
この申告が修正申告である場合の計算					
法人税額の計算	<p>【No. 7】 地方法人税額の計算につき、56欄～59欄により計算していませんか。</p>		<p>【No. 3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。</p>		
	課税土地譲渡利益金額	61	地方の課税留保金額に対する法人税額	69	
	課税留保金額	62	課税標準法人税額 (68) + (69)	70	000
	法人税額	63	確定地方法人税額	71	
	還付金額	64	中間還付額	72	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((16) - (63)) 若しくは ((16) + (64)) 又は ((64) - (28))	65	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73
	この申告前の欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額 ((44) - (71)) 若しくは ((44) + (72) + (73)) 又は (((72) - (45)) + ((73) - (45) の外割))	74
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67				

同族会社等の判定に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名
----------------------	---	---	-----

同族会社	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1	内	特 定 同 族 会 社	⑳の上位1 出資	【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。	令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分
	⑑と⑒の上位3順位の株式数又は出資の金額	2			株式数等による判定	%	
	株式数等による判定		%		$\frac{⑑}{⑒}$	12	
	⑓と⑔の上位3順位の議決権の				㉒の上位1順位の議決権の数	13	
	議決権の数による判定	4	内		議決権の数による判定	%	
					$\frac{⑓}{⑔}$	14	
	【No.11】貸借対照表に自己株式を計上している場合、その自己株式数を1欄の内書に記載し、その記載した数を3欄及び12欄において分母から除いて割合を算出していますか。						
					社員の数による判定	%	
					$\frac{⑓}{⑔}$	16	
					特定同族会社の判定割合	%	
			(⑒、⑓又は⑔のうち最も高い割合)	17			
			定 結 果	18	特定同族会社 同族会社 非同族会社		

【No.10】17欄が50%超で、当事業年度終了の時ににおける資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている場合等において、別表三（一）を作成していますか。

判定基準となる株主等の株式数等の明細

順位	判定基準となる株主（社員）及び同族関係者		判定基準となる株主等との続柄	株式数又は出資の金額等			
				被支配会社でない法人株主等		その他の株主等	
				株式数又は出資の金額	議決権の数	株式数又は出資の金額	議決権の数
株式数等	議決権数	住所又は所在地	氏名又は法人名	19	20	21	22
			本人				

【No.9】21欄又は22欄に記載すべきものを19欄又は20欄に記載していませんか。
【No.9】同一の株主グループに含めて判定すべき法人株主を別の株主グループとしていませんか。

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に
関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表三(一)
令三・四・一以後終了事業年度分

留保金額に対する税額の計算			
課税留保金額		税額	
年 3,000 万円 相当額 以下 の 金額 ((21) 又は (3,000万円 × $\frac{\quad}{12}$) のいずれか少ない金額)	1	円	000
年 3,000 万円 相当額 を 超 え 年 1 億円 相当額 以下 の 金額 (((21) - (1)) 又は (1 億円 × $\frac{\quad}{12}$ - (1)) のいずれか少ない金額)	2	円	000
年 1 億円 相当額 を 超 え る 金額 (21) - (1) - (2)	3	円	000
計 (21) (1) + (2) + (3)	4	円	000
		計 (5) + (6) + (7)	
		8	
課税留保金額の計算			
留保所得金額 (別表四「48の②」)	9	円	
当 期 前 期 未 配 当 等 の 額 (連 結 法 人 間 配 当 等 の 額 を 除 く。) (前期の(11))	10	円	
当 期 未 配 当 等 の 額 (連 結 法 人 間 配 当 等 の 額 を 除 く。)	11	円	
法人税額及び地方法人税額の合計額 (((別表一「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「12」-「19」)-別表六(五の「」)「5の③」) と 0 のいずれか)		円	
住 民 税 額 (28)	13	円	
外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七(三の六)「1」)	14	円	
法 人 税 額 等 の 合 計 額 (12) + (13) - (14) (マイナスの場合は0)	15	円	
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額	16	円	
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額	17	円	
他 の 法 人 の 株 式 又 は 出 資 の 基 準 時 の 直 前 に お け る 帳 簿 価 額 か ら 減 算 さ れ る 金 額 (別表三(一)付表「18」)	18	円	
当 期 留 保 金 額 (9) + (10) - (11) - (15) + (16) - (17) - (18)	19	円	
留 保 控 除 額 (別表三(一)付表「32」)	20	円	
課 税 留 保 金 額 (19) - (20)	21	円	000
住 民 税 額 (35) - 別表六(三十三)「28」 - 別表六(三十四)「13」)		円	
住 民 税 額 (22) 又は (23) × 10.4%	24	円	
特 定 寄 附 金 を 支 出 し た 場 合 に 特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額 に 係 る 控 除 額 (特定寄附金の額の合計額) × 40%	25	円	
調 整 地 方 税 額 に 係 る 控 除 額 $\left[(21) + (\text{別表一「12」} + \text{「18」}) \right] \times 20\%$	26	円	
住 民 税 額 か ら 控 除 さ れ る 金 額 (25) 又は (26) のいずれか少ない金額)	27	円	
住 民 税 額 (24) - (27)	28	円	

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.12】10欄の金額は、前事業年度の11欄の金額と一致していますか。

【No.13】11欄の金額は、当事業年度中に基準日があり、当事業年度終了の日の翌日から決算確定の日までに決議があった配当等の額を記載していますか。

【No.107】加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。

【No.20】別表五(二)の5、10、15及び24~29の⑤欄でプラス表示している金額を2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

【No.14】1③欄の配当の額は、株主資本等変動計算書等記載の剰余金の配当等の額と一致していますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.94】役員に対する給与(使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。)の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を加算していますか。

【No.22】別表五(二)の19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を13欄等で減算していますか。

【No.21】別表五(二)の5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、雑収入等に計上しているものを18欄又は19欄で減算していますか。

【No.16】前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。

【No.23】別表五(二)の「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額を減算していますか。

【No.22】別表五(二)の19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を加算していますか。

【No.91】損益計算書の有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を加算していますか。

【No.97】損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額を加算していますか。

加算		減算		算入		算出	
当期利益又は当期欠損の額	1						
損金経理をした法人税(附帯税を除く。)	2						
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3						
損金経理をした納税充当金	4						
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)	5						
加算金、延滞金(延納分を除く。)	6						
減価償却の償却超過額	7						
役員給与の損金不算入額	8						
交際費等の損金不算入額	9						
小計	11						
減価償却超過額の当期認容額	12						
納税充当金から支出した事業税等の金額	13						
受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)	14						
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	15						
受贈益の益金不算入額	16						
適格現物分配に係る益金不算入額	17						
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18						
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19						
小計	21						
仮計 (1)+(11)-(21)	22						
対象純支払利子等の損金不算入額 (別表十七(二)「27」又は「32」)	23						
超過利子等の損金算入額 (別表十七(三)「10」)	24						
仮計 (22)から(24)までの計	25						
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	26						
寄附金の損金不算入額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	27						
沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額(別表十(一)「9」若しくは「13」又は別表十(二)「8」)	28						
法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6」の③)	29						
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二)「7」)	30						
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額(別表六(五)の②「5」の②)+別表十七(三)の六「1」)	31						
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「10」)	32						
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額(別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	33						
合計 (25)+(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)±(33)	34						
契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)	35						
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額 (別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(一)「16」若しくは「33」)	36						
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37						
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (34)から(38)までの計	39						
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)+(別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)	40						
総計 (39)+(40)	41						
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十三「14」)	42						
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(四)「10」)	43						
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(四)「43」の計)	44						
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額(別表十二(一)「15」、別表十二(二)「10」又は別表十二(五)「12」)	45						
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額(別表十(六)「14」-「11」)	46						
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	47						
所得金額又は欠損金額	48						

注意 「48」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符合することになりますから留意してください。

利益積立金額及び資本金等の額の計算に
関する明細書

事業 年度	・	・	法人名
----------	---	---	-----

別表五(一)
令三・四・一以後終了事業年度分

御注意

この表は、通常の場合には次の算式により検算ができます。
 期首現在利益積立金額合計「31」① + 別表四留保所得金額又は欠損金額「48」
 - 中間分、確定分法人税県市民税の合計額
 = 差引翌期首現在利益積立金額合計「31」④

I 利益積立金額の計算に関する明細書

区 分	期首現在 利益積立金額 ①	当期の増減		差引翌期首現在 利益積立金額 ①-②+③ ④
		減 ②	増 ③	
利益準備金	1	円	円	円
積立金	2			
	3			
〇〇〇引当金	4			
繰延税金資産(負債)	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	13			
	14			
〇〇〇	15			
	16			
	17			
〇〇〇	18			
	19			
	20			
	21			
繰越損益金(損は赤)	26			
納税充当金	27			
未納法人税等 (繰越生算積立金(貸借対照表)の残高)	未納法人税及び未納地方税(附帯税を除く。)	28	△	△
	未納道府県民税(均等割額を含む。)	29	△	△
	未納市町村民税(均等割額を含む。)	30	△	△
差引合計額	31			

【No.17】貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、④欄の金額と一致していますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.4】期首現在利益積立金額及び期首現在資本金等の額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.108】貸借対照表と別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表②⑥欄の金額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。)

【No.18】組織再編成が行われた場合、利益積立金額及び資本金等の額の調整を行っていますか。

【No.15】別表四と別表五(一)の検算額は、31④欄の金額と一致していますか。
 【検算式】
 別表四の48②欄 + 31①欄 + 28~30の③欄の合計額 = 31④欄

中間	△	
確定	△	△
中間	△	
確定	△	△
中間	△	
確定	△	△

II 資本金等の額の計算に関する明細書

区 分	期首現在 資本金等の額 ①	当期の増減		差引翌期首現在 資本金等の額 ①-②+③ ④
		減 ②	増 ③	
資本金又は出資金	32	円	円	円
資本準備金	33			
〇〇〇	34			
〇〇〇	35			
差引合計額	36			

【No.19】貸借対照表に自己株式を計上している場合、法令第8条第1項第20号及び第21号に掲げる金額を減算するなどの調整を行っていますか。

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度 . . . **【No.3】** 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表五(二) 令三・四・一以後終了事業年度分

税目及び事業年度	期首現在未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額			期末現在未納税額 ①-②-③-④-⑤ ⑥
			充当金取崩しによる納付 ③	仮払経理による納付 ④	損金経理による納付 ⑤	
法人税及び地方法人税	1		円	円	円	円
	2					
計	5					
道府県民税	6					
	7					
当期分	8					
中間確定	9					
計	10					
市町村民税	11					
	12					
当期分	13					
中間確定	14					
計	15					
特別法人事業税及び税	16					
	17					
当期中間分	18					
計	19					
その他	損金算入のもの	20				
	利子税	21				
	延滞金(延納に係るもの)	22				
		23				
	損金不算入のもの	24				
	加算税及び加算金	25				
	延滞税	26				
	延滞金(延納分を除く。)	27				
	過怠税	28				
		29				
納税充当金の計算						
期首納税充当金	30					円
繰入額	損金経理をした納税充当金	31				
		32				
	計	33				
	(31) + (32)					
取崩額	法人税額等	34				
	(5の③) + (10の③) + (15の③)					
事業税及び特別法人事業税	35					
(19の③)						
期末納税充当金	36					円
(30) + (33) - (40)						
取崩額	37					
損金算入のもの	38					
損金不算入のもの	39					
仮払税金消却	40					
計	41					
(34) + (35) + (36) + (37) + (38) + (39)						
期末納税充当金	41					
(30) + (33) - (40)						

【No.4】 前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.24】 41欄の金額は、貸借対照表等の記載額と一致していますか。

【No.21】 5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の18欄又は19欄で減算していますか。

【No.22】 19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を別表四の13欄等で減算していますか。
【No.22】 19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を別表四で加算していますか。

【No.23】 「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を別表四で減算していますか。

【No.20】 5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

所得税額の控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

区分	収入金額		①について課される所得税額		②のうち控除を受ける所得税額		
	①	円	②	円	③	円	
1	公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当						
2	剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）						
3	集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配						
割	<p>【No.25】復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、所得税額とみなされる復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していますか。</p>						
そ	<p>【No.27】集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額を記載していませんか（分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六(五の二)を作成していますか。）。</p>						
<p>剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算</p>							
個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合(10)/(9) (小数点以下3位未満切上げ)	控除を受ける所得税額(8) × (11)
		7	8	9	10	11	12
銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期末の所有元本数等	配当等の計算期首の所有元本数等	$\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は12 (マイナスの場合は0)	控除を受ける所得税額(14) × (18)
		13	14	15	16	17	18
<p>【No.26】12欄及び19欄で所有期間によるあん分計算を要しないものについて、あん分計算を行っていますか。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社債及び預貯金の利子 ・ 合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除きます。）の収益の分配 ・ 特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当 ・ 資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配 							
支払者又は法							
計							

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.25】復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、所得税額とみなされる復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していますか。

【No.27】集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額を記載していませんか（分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六(五の二)を作成していますか。）。

【No.26】12欄及び19欄で所有期間によるあん分計算を要しないものについて、あん分計算を行っていますか。

(例)

- ・ 公社債及び預貯金の利子
- ・ 合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除きます。）の収益の分配
- ・ 特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当
- ・ 資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配

内国法人の外国税額の控除に関する

【No.29】21欄の金額は、税引後の金額としていますか。
【No.29】21欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。

I 法人税に係る		円		区分		国外所得対応分	
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)		1		①	②	①のうち 非課税所得分	②のうち 非課税所得分
当期の法人税額 (別表一「4」-別表六(五)の「5」-別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	2			21			
納付した控除対象外国法人税額	22						
交際費等の損金不算入額	23						
貸倒引当金の戻入額	24						
その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	25						
【No.28】 国外事業所等を通じて事業を行っている場合、国外所得金額の計算において、国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得とに区分して計算していますか。 【No.28】 国外事業所等帰属所得の計算に当たっては、別表六(二)付表一等を作成していますか。	26						
(3)+(4)+(5)-(6)-(7) (マイナスの場合は0)	8						
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	9						
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (43の①)	10						
(9)+(10) (マイナスの場合は0)	11						
非課税国外所得の金額 (43の②)+別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0)	12						
(11)-(12) (マイナスの場合は0)	13						
(8) × 90%	14						
【No.30】 12欄の金額は、国外事業所等帰属所得及びその他の国外源泉所得ごとに計算した非課税所得分の合計額(マイナスの場合は0)を記載していますか。	15						
法人税の控除限度額 (2) × (15) (8)	16						
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(16)のうち少ない金額	17						
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	18						
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	19						
当期に控除できる金額 (17)+(18)+(19)	20						
小計	32						
貸倒引当金の繰入額	33						
○ ○ ○	34						
	35						
	36						
【No.31】 国外事業所等帰属所得及びその他の国外源泉所得ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。	37						
	39						
	40						
	41						
小計	42						
計 (21)+(32)-(42)	43						

別表六(二)
令三・四・一以後終了事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	44	円	課税標準法人税額 (別表一「4」)	47	円	000
法人税の控除限度額 (16)	45		地方法人税額 (47) × 10.3% - ((別表六(五)の二)「5」の③) + (別表十七(三)の六)「1」 - (47) と 0 のうち多い金額) (マイナス)	48		
差引控除対象外国法人税額 (44) - (45)	46		地方法人税 (48) × (8)			
			外国税額の控除額 ((46)と(49)のうち少ない金額)	50		

【No.7】50欄の金額は、別表一の40欄の金額と一致していますか。

国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表六(二)付表一

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国外事業所等の名称等	名	2	【No.28】 国外事業所等を通じて事業を行っている場合、国外所得金額の計算において、国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得とに区分して計算していますか。			
	国名又は地域	2				
	所在地	3				
	主たる事業	4	【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。			
区分			国外所得対応分	①のうち非課税所得分	国外所得対応分	③のうち非課税所得分
			①	②	③	④
加	国外事業所等帰属所得に係る当期利益又は当期欠損の額	5	【No.29】 5欄の金額は、税引後の金額としていますか。 【No.29】 5欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。			
	(5)のうち内部取引に係る利益又は損失の額	6				
算	納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額	7				
	交際費等の損金不算入額	8				
	貸倒引当金の戻入額	9				
	国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額(別表六(二)付表二「16」)	10				
		11				
		12	【No.32】 国外所得金額の計算において、別表四の加減算額を調整していますか。			
		13				
		14				
	小計	15				
	減	貸倒引当金の繰入額	16			
銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額(別表六(二)付表二「20」)		17				
保険会社の投資資産超過額に係る投資収益の益金不算入額(別表六(二)付表四「29」)		18				
		19				
算	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	20	【No.31】 国外事業所等帰属所得及びその他の国外源泉所得ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。			
		21				
		22				
	小計	23				
	仮計 (5) + (15) - (23)	24				
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (24の①) + (24の③)			25	円		
(25)のうち非課税所得の金額 (24の②) + (24の④)			26			

外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表六(三)

当期の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算							
控 除 限 度 等	法 人 税	1	円	控 除 限 度 超 過 額	7	円	
	(別表六(二)「16」、別表六の二(二)付表「13」又は別表六の三「11」)			(1) - (6)			
	地 方 法 人 税	2		道 府 県 民 税	8		
	(別表六(二)「49」、別表六の二(二)付表「48」又は別表六の三「46」)			(((1)+(2)+(3)+(4)) × 1%)又は別表六(三)付表「28の④」)			
	道 府 県 民 税	3		市 町 村 民 税	9		
((1)×1%)又は別表六(三)付表「28の④」)			((5)-(6)と(4)のうち少ない金額)				
市 町 村 民 税	4						
((1)×6%)又は別表六(三)付表「28の⑤」)							
計	5						
(1)+(2)+(3)+(4)							
控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 又 は 個 別 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額	6						
(別表六(二の二)「21」)							
前3年以内の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細							
事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度	区 分	控除余裕額又は個別控除余裕額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		前期繰越額又は 当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は 当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥
・ ・	国 税	12	円	円	円	外 円	
・ ・	道府県民税	13					
・ ・	市町村民税	14					
・ ・	国 税	15				外	円
・ ・	道府県民税	16					
・ ・	市町村民税	17					
・ ・	国 税	18				外	
・ ・	道府県民税	19					
・ ・	市町村民税	20					
・ ・	国 税	21				外	
・ ・	道府県民税	22					
・ ・	市町村民税	23					
・ ・	国 税	24				外	
・ ・	道府県民税	25					
・ ・	市町村民税	26					
・ ・	国 税	27				外	
・ ・	道府県民税	28					
・ ・	市町村民税	29					
合 計	国 税	30				外	
	道府県民税	31					
	市町村民税	32					
	計 (30)+(31)+(32)	33					
当 期 分	国 税	34 (7)			(11)	外 (別表六(二の二) 「20」 - (33の外))	
	道府県民税	35 (8)					
	市町村民税	36 (9)					
	計 (34)+(35)+(36)	37 (10)		(33の⑤)			(33の②)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.33】 12~29の②欄及び⑤欄の金額は、最も古い事業年度のものから順に充当していますか。
【No.33】 同一事業年度のものについては、国税、道府県民税、市町村民税の順に充当していますか。

【No.4】 前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人
税額に関する明細書

事業年度
又は連結

別表六(四)
令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国名	1								
所得の種類	2								
税種	3								
納付確定日(納付すべき日)又は納付日	4								
源泉・申告・賦課の区分	5	源							
事業年度又は計算期間	6								
納付外国法人税額	課税標準	7							
	税率(%)	8							
	税額	9							
	(7) × (8)								
	税額控除額	10							
納付すべき税額	11								
(9) - (10)									
みなし納付外国法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定		12						
	(12)としての規定の場合の適用がなないもの	課税標準	13						
		税率(%)	14						
		税額	15						
		(13) × (14)							
		税額控除額	16						
		納付すべき税額	17						
	(15) - (16)								
納付したとみなされる外国法人税額	18								
(17) - (11)									
外国法人税額の合計	19								
(11) + (18)									
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額((7)又は(13) × 35%と(19)のうち少ない金額)	20								
納付分	21	(円)	(円)	(円)	(円)
みなし分	22	(円)	(円)	(円)	(円)
(20) - (21)									
外国法人税額が異動した場合	納付	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(21)の金額	23						
		(21) ≥ (23)の場合 (21) - (23)	24	(円)	(円)	(円)
		(21) < (23)の場合 (23) - (21)	25	(円)	(円)	(円)
	みなし分	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(22)の金額	26						
		(22) ≥ (26)の場合 (22) - (26)	27	(円)	(円)	(円)
		(22) < (26)の場合 (26) - (22)	28	(円)	(円)	(円)
	納付したとみなされる外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額((22)欄又は(27)欄の合計)	29							
	減額された納付控除対象外国法人税額又は個別納付控除対象外国法人税額((25)欄の合計)	31							
納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額((22)欄又は(27)欄の合計)	30								
減額されたみなし納付控除対象外国法人税額又はみなし納付個別控除対象外国法人税額((28)欄の合計)	32								

【No.34】外国法人税に該当しない税(中国の増値税等)を記載していませんか。
【No.35】益金不算入の対象となる外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等を記載していませんか。
【No.35】法第23条の2第2項第1号の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額(同条第3項の規定の適用を受けるものを含まず。)に係る外国源泉税等について記載していませんか(別表六(四の二)を作成していますか)。

【No.36】4欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.37】8欄は、租税条約(日台民間租税取決めを含みます。)の限度税率を超えていませんか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.38】12欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していませんか。

外国子会社配当益金不算入の対象とならない剰余金の配当等の額のうち特定課税対象金額等を超える金額等に対応する控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	:	:	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

外国法人等の名称	名称	1							
	本店又は主たる所在地	国名又は地域名	2						
		所在地	3						
	発行済株式等の保有割合	4		%	%	%	%	%	
	発行済株式等の連結保有割合	5		%	%	%	%	%	
剰余金の配当等に係る外国法人税額	税種	6							
	納付確定日又は納付日	7							
	課税標準	8						%	
	税率	9						%	
	税額 (8) × (9)	10							
納されるた外国法の法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	11						()	
	(11)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額 (8) × 税率	12						()	
	みなし納付外国法人税額 (12) - (10)	13							
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額	外国法人税額の合計 (10) + (13)	14							
	損金算入配当を受ける場合	外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額	15						
		(15)のうち措置法第66条の8第3項若しくは第10項又は第68条の92第3項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の七)「25」)	16						
		益金算入される損金算入配当等の額 (15) - (16)	17						
		(14)のうち(17)に対応する金額	18						
	上記以外を剩せる場合	措置法第66条の8第1項、第3項、第8項若しくは第10項又は第68条の92第1項、第3項、第8項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「27」)	19						
		益金算入される剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「9」) - (19)	20						
		(14)のうち(20)に対応する金額	21						
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (8) × 35%と(18)又は(21)のうち少ない金額	22								
納付分 (22) × (10)/(14)	23	()	()	()	()	()	()		
みなし分 (22) - (23)	24	()	()	()	()	()	()		
納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (23)欄の合計	25						円		
納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (24)欄の合計	26						円		

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.36】 7欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.37】 9欄は、租税条約(日台民間租税取決めを含みます。)の限度税率を超えていませんか。

【No.38】 11欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。

別表六四の二
令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

利子等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額等に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表六(五)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国名		1					
税種		2					
納付確定日又は納付日		3	【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。				
納付人 外国国額	課税標準 (収入金額)	4					
	税率 (%)	5	【No.37】5欄は、租税条約 (日台民間租税取決めを含みます。) の限度税率を超えていませんか。				
	税額 (4) × (5)	6					
納付したとみなされる外国法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	7	【No.38】7欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。				
	上記(7)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額 (4) × 税率	8	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	みなし納付外国法人税額 (8) - (6)	9					
控除対象外国法人税額	外国法人税額の合計 (6) + (9)	10					
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((4) × (10%又は15%)と(10)のうち少ない金額)	11					
	(6)と(11)のうち少ない金額	12	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	(11) - (12)	13	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額	納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((12)の合計)	14					
	納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((13)の合計)	15					

所得率の計算								
事業年度又は連結事業年度	所得金額仮計又は個別所得金額仮計 (別表四「25の①」又は別表四の二付表「33の①」)	受取配当等の益金不算入額又は受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八(一)「13」若しくは「26」又は別表八の二付表「1」)	外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」+別表一七(三の七)「27」の計)	外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の損金不算入額 (別表八(二)「27」)	控除所得税額又は控除所得税額の個別帰属額 (別表六(一)「16の③」又は別表六の二(一)「22」)	損金算入外国法人税額又は損金算入外国法人税額の個別帰属額	調整所得金額又は調整個別所得金額 (16) + (17) + (18) - (19) + (20) + (21) (マイナスの場合は0)	総収入金額等
	16	17	18	19	20	21	22	23
. . .	円	円	円	円	円	円	円	円
. . .								
. . .								
. . .								
. . .								
. . .								
当期分								
計								
所得率 (22の計) / (23の計)	24							%

法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表六(六)
令三・四・一以後終了事業年度分

法人税額の特別控除額及び調整前法人税額超過額の計算			
当期税額控除可能額 (6の合計)	1	円	法人税額の特別控除額 (1)と(3)のうち少ない金額
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	2		
当期税額基準額 (2) × $\frac{90}{100}$	3		調整前法人税額超過額 (1)-(2)
当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額の明細			
適用を受ける各特別控除制度		当期税額控除可能額	調整前法人税額超過構成額
		6	7
一般試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	① 別表六(八)「23」	円
中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	② 別表六(九)「19」	
特別試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	③ 別表六(十二)「9」	
高度省エネルギー増進設備等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	④ 別表六(十三)「15」	
中小企業者等が機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑤ 別表六(六)付表「1」の③	別表六(六)付表「2」の③
	当期分	⑥ 別表六(十四)「14」	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑦ 別表六(六)付表「1」の⑧	別表六(六)付表「2」の⑧
	当期分	⑧ 別表六(十五)「16」	
国家戦略特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑨ 別表六(十六)「23」	
国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑩ 別表六(十七)「23」	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑪ 別表六(十八)「17」	
地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑫ 別表六(十九)「16」	
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑬ 別表六(二十)「26」	
	当期分	⑭ 別表六(二十)「36」	
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	当期分	⑮ 別表六(二十一)「8」	
特定中小企業者等が経営改善設備を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑯ 別表六(六)付表「1」の⑭	別表六
	当期分	⑰ 別表六(二十二)「14」	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑱ 別表六(六)付表「1」の⑱	別表六
	当期分	⑲ 別表六(二十三)「15」	
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除	当期分	⑳ 別表六(二十四)「22」	
中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除	当期分	㉑ 別表六(二十五)「19」	
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉒ 別表六(二十七)「20」	
中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉓ 別表六(二十八)「19」	
認定特定高度情報通信技術活用設備を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉔ 別表六(三十)「14」	
革新的情報産業活用設備を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉕ 別表六(三十一)「20」	
	当期分	㉖ 別表六(三十二)「18」	
	当期分	㉗ 別表六(三十二)「25」	
事業適応設備を取付した場合等の法人税額の特別控除	当期分	㉘ 別表六(三十二)「32」	
	前期繰越分計	㉙ 別表六(六)付表「1」の⑲	別表六(六)付表「2」の⑲
特定復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉚ 別表六(三十三)「20」	
特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉛ 別表六(三十四)「11」	
合 計			(5)

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.39】複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。

特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明細書

事業年度				法人名
継続給 続給 雇 用 に 者 係 給 る 与 要 件	継続雇用者給与等支給額 (17の①)	1	円	所 得 金 額 に 係 る 要 件
	継続雇用者比較給与等支給額 (17の②)又は(17の③)	2		
	(1) > (2) 又は ((1) = (2) = 0)	3	該当・非該当	
	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。</div>			
国内設 備投 資額 に 係 る 要 件	国内設備投資額	4	円	前 事 業 年 度 等 の 当 期 の 計 額
	当期償却費総額 (20)	5		
	当期償却費総額の30%相当額 $(5) \times \frac{30}{100}$	6		
	(4) > (6)	7	該当・非該当	
(8) ≤ (9)				
10 該当・非該当				
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算				
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算
		当期	前事業年度等	前一年事業年度等特定期間
		①	②	③
事業年度等又は連結事業年度等	11		：	：
継続雇用者に対する給与等の支給額	12	円	円	円
同上の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	13			
同上のうち雇用安定助成金額	14			
差引 (12) - (13) 又は ((12) - (13) + (14))	15			
$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(11の③)の月数}}$	16			
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (15) 又は ((15) × (16))	17			円
当期償却費総額の計算				
損益計算書に計上された減価償却費の額	18	円	当期償却費総額	20
剰余金の処分の方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他上記以外の金額	19		(18) + (19)	

別表六(七)

令三・四・一以後終了事業年度分

【No.40】中小企業者等以外の法人又は適用除外事業者が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」となっていますか。

- ① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度(別表六(八)、六(十二))
- ② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度(別表六(十八))
- ③ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度(別表六(三十))
- ④ 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除制度(別表六(三十二))

一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する
明細書

特 定 税 額 控 除 (別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
試験研究費の額		1													
控除対象試験研究費の額	同上のうち特別試験研究費以外の額		2												
試験研究費の額の計算	(1)のうち一般試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額			3											
	控除対象試験研究費の額				4										
	(2) + (3)														
増減試験研究費割合の計算	比較試験研究費の額					5									
	(別表六(十)「5」)														
	増減試験研究費の額						6								
	(1) - (5)														
	増減試験研究費割合							7							
	$\frac{(6)}{(5)}$														
試験研究費割合の計算	平均売上金額								8						
	(別表六(十)「10」)														
	試験研究費割合									9					
	$\frac{(1)}{(8)}$														
税額控除割合の計算	(5) = 0 の場合又は設立事業年度の場合										10	0.085			
	(9) > 10% の場合の控除割合増率														
	$(\frac{(9)}{100} - 10) \times 0.5$														
	(0.1を超える場合は0.1)														
	(7) > 8% の場合														
	$\frac{9.9}{100} + (\frac{(7)}{100} - 8) \times 0.3$														
	(7) ≤ 8% の場合														
	$\frac{9.9}{100} - (\frac{8}{100} - \frac{(7)}{100}) \times 0.175$														
	(0.06未満の場合は0.06)														
	税額控除割合														
	$(\frac{(10)}{100} + \frac{(12)}{100}) + (\frac{(10)}{100} + \frac{(12)}{100}) \times (11)$														
	(小数点以下3位未満切捨て)														
	(0.14を超える場合は0.14)														

【No.41】1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

- ・ 棚卸資産
- ・ 固定資産 (事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除く。)
- ・ 繰延資産 (試験研究のために支出した費用に係るものを除く。)

また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうち、取得価額となる費用の額等となっていますか。

【No.41】試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

合算	する事業年度の税	算	税	((10)、(15)又は(16)) + ((10)、(15)又は(16)) × (11)	17	円
				(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)		
			税額控除限度額	(4) × ((14)又は(17))	18	
			調整前法人税額	(別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	19	
当期	令和5年3月31日以前	税額基準額の計算	税	(9) > 10% の場合の特例加算割合	20	円
				(小数点以下3位未満切捨て)		
				(0.1を超える場合は0.1)		
				基準年度比売上金額減少割合 ≥ 2% の場合の特例加算割合	21	
				(別表六(十一)「11」)		
			当期税額基準額	(19) × (0.25 + (20) + (21))	22	
			当期税額控除可能額	((18)と(22)のうち少ない金額)	23	
			調整前法人税額超過構成額	(別表六(六)「7の①」)	24	
			法人税額の特別控除額	(23) - (24)	25	

別表六(八)
令三・四・一以後終了事業年度分

中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

【No.47】中小企業者等以外の法人又は適用除外事業者であるにもかかわらず、中小企業者等向けの法人税額の特別控除制度を適用していませんか。

別表六(九)

令三・四・一以後終了事業年度分

試験研究費の額	1	円	中小企業者等税額控除限度額 (4) × ((12) 又は 0.12)	13	円
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額	2	調整前法人税額 「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」	14	
増減試験研究費割合の計算	増減試験研究費の額 (1) - (5)	6	(7) >	15	
	増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7	(9) > 10% の場合の特例加算割合 $(9) - \frac{10}{100} \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	16	
試験研究費割合の計算	平均売上金額 (別表六(十)「10」)	8	標準年度比売上金額減少割合 ≥ 2% の場合の特例加算割合 (別表六(十一)「11」)	17	円
	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(8)}$	9	当期税額基準額 (14) × ((15)、(0.25 + (16)) 又は 0.25) + (17)	18	円
税額控除割合の計算	割増前税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{8 \text{ 又は } 9.4}{100}) \times (0.3 \text{ 又は } 0.35)$ (0.12未満の場合、(5) = 0の場合又は設立事業年度の場合は0.12)	10	当期税額控除可能額 ((13) と (18) のうち少ない金額)	19	
	(9) > 10% の場合の控除割増率 $(9) - \frac{10}{100} \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	11	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の②」)	20	
	税額控除割合 (10) + (10) × (11) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	12	法人税額の特別控除額 (19) - (20)	21	

【No.41】1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

- ・棚卸資産
- ・固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除く。）
- ・繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除く。）

また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうち、取得価額となる費用の額等となっていますか。

【No.41】試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に
おける比較試験研究費の額及び平均売上金額の
計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(十)

比較試験研究費の額の計算				
事業年度又は連結事業年度	試験研究費の額	当期の月数 (1)の事業年度又は 連結事業年度の月数	改定試験研究費の額 (2) × (3)	
1	2	3	4	
：	円		円	
調整対象年度			円	
：			円	
：			円	
：			円	
計			円	
比較試験研究費の額 (4の計) ÷ (調整対象年度数) 5				
平均売上金額の計算				
事業年度又は連結事業年度	売上金額	当期の月数 (6)の事業年度又は 連結事業年度の月数	改定売上金額 (7) × (8)	
1	7	8	9	
：	円		円	
：			円	
：			円	
：			円	
：			円	
当期			円	
計				
平均売上金額 (9の計) ÷ (1 + 売上調整年度数) 10				

【No.42】 申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。
また、当事業年度に適用される規定により計算していますか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.44】 調整対象年度及び売上調整年度に試験研究費の額がない事業年度を含めて、5欄及び10欄の計算をしていますか。
【No.46】 合併等が行われた場合、比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていますか。

【No.43】 申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

【No.43】 当事業年度の金額を記載していますか。

令三・四・一以後終了事業年度分

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における
基準年度比売上金額減少割合及び基準年度試験研究費
の額の計算に関する明細書

別表六十一

令三・四・一以後終了事業年度分

事業年度	法人名
当期の売上金額	1
基準年度比売上金額減少割合	$\frac{(6)}{(5)}$ (2)の基準事業年度がない場合又は場合は0)
基準事業	当期の試験研究費の額 (別表六(八)「1」又は(別表六(九)「1」))
同上の基準事業年度の売上金額	3
$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(2)の基準事業年度の月数}}$	4
(2)の基準事業年度の試験研究費の額	9
【No.45】申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。	
【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。	
【No.45】当事業年度に適用される規定により計算していますか。	
基準売上金額 (3) × (4)	5
基準年度試験研究費の額 (9) × (4)	10
基準年度比売上金額減少額 (5) - (1) (マイナスの場合は0)	6
(7) ≥ 2%かつ(8) > (10)の場合の当期税額基準額の特例加算割合	11
	0.05

【No.46】合併等が行われた場合、基準年度試験研究費の額及び基準売上金額の調整を行っていますか。

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除
に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表六十二

令三・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可
(別表六(七)「3」、 「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)		
特 別 試 験 研 究 費 の 額 (14の計)	1	円
控 除 対 象 済 特 別 試 験 研 究 費 の 額 (別表六(八)「3」又は(別表六(九)「3」)	2	円
差 引 対 象 特 別 試 験 研 究 費 の 額 (1) - (2)	3	円
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 ((3) と (15) のうち少ない金額)	4	円
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (((3) - (4)) と (16) のうち少ない金額)	5	円
特 別 研 究 税 額 控 除 限 度 額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3) - (4) - (5)) \times \frac{20}{100}$	6	円
調 整 前 法 人 税 額	7	円
当 期	8	円
当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((6) と (8) のうち少ない金額)	9	円
調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「7の③」)	10	円
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (9) - (10)	11	円

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細		
措法第42条の4第7項各号の該当号	特 別 試 験 研 究 の 内 容	特別試験研究費の額
12		
第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号	<p>【No.41】1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 棚卸資産 ・ 固定資産 (事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除く。) ・ 繰延資産 (試験研究のために支出した費用に係るものを除く。) <p>また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうち、取得価額となる費用の額等となっていますか。</p> <p>【No.41】試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を特別試験研究費の額から控除していますか。</p>	
第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号		
第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号		
第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号		
第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号		
第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号		
計		
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額		15
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額		16

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

別表七(一)

控除前所得金額		所得金額控除限度額	
1		2	
(別表四「39の①」) - (別表七(一)「9」又は「21」)		(1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$	
事業年度	区分	控除未済欠損金額	当期控除額
		3	4
		円	円
			翌期繰越額
			5
			((3) - (4)) 又は (別表七(三)「15」)
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
計			
当	欠損金額		欠損金の繰戻し額
期	(別表四「48の①」)		
分	同上のうち		
	災害損失金		
	青色欠損金		
	合計		
災害により生じた損失の額の計算			
災害の種類		災害のやんだ日又はやむを得ない事情の発生の日	
災害当	<p>【No.48】 2欄の金額は、欠損金控除前の所得金額の50/100相当額となっていますか。ただし、次に掲げる事業年度を除きます。</p> <p>① 当事業年度終了の時ににおける資本金の額又は出資金の額が1億円以下で一又は完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されていない場合の事業年度（法第57条第11項第1号該当）</p> <p>② 更生手続開始の決定の日等からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（同項第2号該当）</p> <p>③ 設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（同項第3号該当）</p>		
災害により生じた損失の額	資本金		
	被費		
	被		
	被		
保険金又は損害賠償金等の額	11		
差引災害により生じた損失の額	12		
(10) - (11)			
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額	13		
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額	14		
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額	15		
((6の③)と((13の③)-(14の③))のうち少ない金額)			
繰越控除の対象となる損失の額	16		
((6の③)と((12の③)-(14の③))のうち少ない金額)			

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.4】 前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

令三・四・一以後終了事業年度分

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額の計算に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

別表七(一)付表一
令三・四・一以後終了事業年度分

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額						
事業年度	欠損金の区分	控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額 〔前期の別表七(一)「5」又は(4)、(7)若しくは別表七(一)付表三「5」若しくは別表七(一)付表四「5」〕	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額 〔適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定 適格合併等の日： 被合併法人等の名称：〕		調整後の控除未済欠損金額	
			被合併法人等の事業年度	欠損金の区分	被合併法人等の未処理欠損金額 〔最終の事業年度の別表七(一)「5」又は(4)、(7)若しくは別表七(一)付表三「5」〕	(1) + (2)
		1			2	3
：	：	円	：	：	円	円
【No.5】組織再編成が行われた場合、適格判定を行っていますか。						
【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。						
【No.49】「適格組織再編成等の別」欄を記載していますか。						
計						

支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の調整計算の明細						
適格組織再編成等の別		合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		
対象法人の別		被合併法人等(名称：)		支配関係発生日		
対象法人の事業年度	欠損金の区分	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合		共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合		
		被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表七(一)「5」又は当該法人の前期の別表七(一)「5」〕	被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表七(一)「5」又は当該法人の前期の別表七(一)「5」〕	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額 (8) - (12)	引継ぎを受ける未処理欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額 〔支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては(5)と(6)のうち少ない金額〕	
		4	5	6	7	
：	：	円	円	円	円	
【No.49】「支配関係発生日」が「適格組織再編成等の日」の属する事業年度開始の日前5年以内で未処理欠損金額等の調整計算及び特定資産譲渡等損失相当額の計算が必要な場合、5欄～7欄及び9欄～12欄を記載していますか。						
計						

支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細					
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額発生額 〔支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の青色欠損金」〕	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			
		特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額 〔(9) - (10)〕又は(別表七(一)付表二「5」)	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額 〔(8)と(11)のうち少ない金額〕
	8	9	10	11	12
：	円	円	円	円	円
：	円				
：	円				
：	円				
：	円				
計					

受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表八(一)

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合				基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合								
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)				1	円	完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)				14	円	
受取配当等の額 (34の計)				2		受取配当等の額 (34の計)				15		
関 連 債	当期に支払う負債利子等の額			3		関 連 債	当期に支払う負債利子等の額			16		
	連結法人に支払う負債利子等の額			4			国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられ					
<p>【No.55】 3欄又は16欄の金額は、損益計算書の支払利息（社債利息及び手形の割引料等を含みます。）の額の合計額（別表四において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額）と一致していますか。</p>												
法 人 株 式 の 計 算	金不算入額 (別表十七(一)「35」及別表十七(二)「27」のうち多い金額)又は(別表十七(二)「32」及別表十七(三)「17」のうち多い金額)			5		金不算入額 (別表十七(一)「32」及別表十七(三)「17」のうち多い金額)			17		<p>【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。</p>	
	超過利子 (別表十七(一)「17」)			6		超過利子 (別表十七(一)「17」)			18			
	の			7		の			19			
	総			8		総			20			
期末			9		期末			21				
受取配当等の額			10		受取配当等の額			22				
(7) × (9) / (8)					(16) - (17) + (18)							
平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額					同上の各事業年度の関連法人株式等に係る負債利子等の額の合計額							
負債利子控除割合 (21) / (20)					負債利子控除割合 (21) / (20)							
受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19) × (22)					受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19) × (22)							
その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)			11		その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)			23		円		
<p>【No.56】 27欄及び29欄の金額は、貸借対照表の金額に法令第22条及び法基通3-2-5~3-2-7の調整をした後の金額となっていますか。</p>												
区分			27		区分			28				
総資産の帳簿価額					総資産の帳簿価額							
連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等					連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等							
前期末現在額					前期末現在額							
当期末現在額					当期末現在額							
計					計							
<p>【No.57】 30欄の金額は、別表五(一)に記載された評価損益を調整した後の期末関連法人株式等（他の内国法人の発行済株式等の3分の1を超える数等を当期又は前期の期末日以前6月の期間を通じて有している場合における当該他の内国法人の株式等）の税務上の帳簿価額となっていますか。</p>												
受取配当等の額			29		受取配当等の額			30				
完全子法人株式等					完全子法人株式等							
法人名本店の所在地					法人名本店の所在地							
受取配当等の額の計算期間					受取配当等の額の計算期間							
<p>【No.51】 31欄の金額に、完全子法人株式等（その配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。</p>												
完全子法人株式等					完全子法人株式等							
法人名本店の所在地					法人名本店の所在地							
受取配当等の額の保有割合					受取配当等の額の保有割合							
受取配当等の額			32		受取配当等の額			33				
左のうち益金の額に算入される金額					左のうち益金の額に算入される金額							
益金不算入の対象となる金額 (32) - (33)					益金不算入の対象となる金額 (32) - (33)							
<p>【No.52】 32欄の金額に、関連法人株式等（その保有割合が3分の1超の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から末日まで引き続き有している場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。</p>												
関連法人株式等					関連法人株式等							
法人名本店の所在地					法人名本店の所在地							
受取配当等の額の保有割合					受取配当等の額の保有割合							
受取配当等の額			35		受取配当等の額			36				
左のうち益金の額に算入される金額					左のうち益金の額に算入される金額							
益金不算入の対象となる金額 (35) - (36)					益金不算入の対象となる金額 (35) - (36)							
<p>【No.53】 35欄の金額に、その他株式等（完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。</p>												
その他株式等					その他株式等							
法人名本店の所在地					法人名本店の所在地							
受取配当等の額の保有割合					受取配当等の額の保有割合							
受取配当等の額			41		受取配当等の額			42				
左のうち益金の額に算入される金額					左のうち益金の額に算入される金額							
益金不算入の対象となる金額 (41) - (42)					益金不算入の対象となる金額 (41) - (42)							
<p>【No.54】 41欄の金額に、非支配目的株式等（その保有割合が5%以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。</p>												
非支配目的株式等					非支配目的株式等							
法人名又は銘柄			38		法人名又は銘柄			39				
基準日			40		基準日			41				
受取配当等の額			41		受取配当等の額			42				
左のうち益金の額に算入される金額					左のうち益金の額に算入される金額							
益金不算入の対象となる金額 (41) - (42)					益金不算入の対象となる金額 (41) - (42)							

令三・四・一以後終了事業年度分

外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表八(二)

外国子会社 の名称等	名 称	1					
	本たる所又は事務主所	2	国 名 又 は 地 域 名	3	所 在 地		
	主 たる 事 業	4					
等	発 行 済 株 式 等 の 保 有 割 合	5					%
	発 行 済 株 式 等 の 連 結 保 有 割 合	6					%
益 金 不 算 入	支 払 義 務 確 定 日	7					
	支 払 義 務 確 定 日 ま だ の 保 有 期 間	8					
	剰 余 金 の 配 当 等 の 額	9	()	()	()	()	円
算 入 配 当 額	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	()	()	()	()	円
	法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無	11	有・無	有・無	有・無	有・無	
	益等不算入の計算対象とならない損金算入配当等の額	12	有・無	有・無	有・無	有・無	
	損当等算入額の対称取配	13	()	()	()	()	円
	(9)の元本である株式又は出資の総数又は総額につき外国子会社により支払われた剰余金の配当等の額	14	()	()	()	()	円
	(13)のうち外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額	15	()	()	()	()	円
	損金算入対応受取配当等の額 (9) × (14) / (13)	16	()	()	()	()	円
	益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 ((9)又は(15))	17	()	()	()	()	円
	(16)に対応する外国源泉税等の額 ((10)又は(10) × (14) / (13))	18	()	()	()	()	円
	剰余金の配当等の額に係る費用相当額 ((9) - (16)) × 5%	19					
計 算	法第23条の2の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (9) - (16) - (18)	20					
	措置法第66条の8第2項若しくは第9項又は第68条の92第2項若しくは第9項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「23」+「24」)	21					
	(16)のうち措置法第66条の8第3項若しくは第10項又は第68条の92第3項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の七)「25」)	22					
	(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (19) + (20) + (21)	23					
	法第39条の2の規定により損金不算入とされる外国源泉税等の額 (10) - (17)	24					
算	(23)のうち措置法第66条の8第16項又は第68条の92第16項の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額 (別表十七(三の七)「28」)	25					
	(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額 (23) - (24) (マイナスの場合は0)	26					円
益金不算入とされる剰余金の配当等の額の合計 ((22)欄の合計)	27						
損金不算入とされる外国源泉税等の額の合計 ((25)欄の合計)							

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.59】5欄は、25%（租税条約で別途定めのある場合はその割合）以上となっていますか。

【No.60】7欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.61】8欄は、6月以上の期間となっていますか。

【No.62】27欄の金額を別表四で加算していますか。

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年

【No.65】同一事業年度内の同一の年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

I 収用換地等の場合の所得

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡資産の価額	円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	・	同上のう	円
	収用換地等による譲渡年月日	3	・	譲渡経費の額の計算	円
	譲渡資産の種類	4		支出した譲渡経費の額	14
	対価補償金及び清算金の額	5		譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	15
取得した補償金等の額の計算	同上以外の補償金の額	6		差引譲渡経費の額 (14) - (15)	16
	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7		同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	17
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8		譲渡益の額 (9) + (10) - (11) - ((12)又は(13)) - ((16)又は(17))	18
	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8		前において設けた特別勘定の金額	19
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9		当期において益金の額に算入して特別控除の規定を受ける金額	20
	特別控除に係る交換取得資産の価額	10		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	21
	同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	11		特別控除残額 5,000万円 - (20)	22
				特別控除額 (((18)又は(19))と(21)のうち少ない金額)	

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.63】3欄は、2欄に記載した日以後6月以内の日付となっていますか。

【No.64】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、14欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

別表十五
令三・四・一以後終了事業年度分

II 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称	23		特定譲渡した土地造成事業等のために土地等を	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	24	(・)		1,500万円 - (38)	39
取得した対価の額	25		円	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	40
交換取得資産の価額	26			特別控除残額 5,000万円 - (40)	41
交換取得資産につき支払った交換差金の額	27			特別控除額 (32)、(39)と(41)のうち少ない金額	42
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	28		農地保有的の場合の特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	43
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	29		800万円 - (43)	44
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	30		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	45
	差引譲渡経費の額 (29) - (30)	31		特別控除残額 5,000万円 - (45)	46
譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32			特別控除額 (32)、(44)と(46)のうち少ない金額	47
特等土地地区画整理事業等の特別控除のため土地	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	33	特	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	48
	2,000万円 - (33)	34	定	1,000万円 - (48)	49
	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	35	場	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	50
	特別控除残額 5,000万円 - (35)	36	合	特別控除残額 5,000万円 - (50)	51
	特別控除額 (32)、(34)と(36)のうち少ない金額	37	期	特別控除額 (32)、(49)と(51)のうち少ない金額	52

【No.66】収用に係る所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか（20欄～22欄）。

収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金
算入に関する明細書

事業
又は
事業

【No.65】同一事業年度内の同一の年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

別表十三(四)
令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		資産について帳簿価額の減額等をした場合	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	25	円	
	収用換地等による譲渡年月日	2	・		圧縮限度額の計算	圧縮限度額 (26) × (23)	27	
	譲渡資産の種類	3						
	譲渡資産の収用換地等のあった部分の帳簿価額	4			円			
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5		特別勘定	圧縮限度超過額 (25) - (27)	28		
	同上以外の補償金の額	6	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額		特別勘定に経理した金額	29		
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額		7					
取得した補償金等の額の計算	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8		繰入限度額の計算	繰入限度額 (21) - (26)	30		
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9			繰入限度額 (30) × (23)	31		
保留地の対価の額	10			繰入限度超過額 (29) - (31)	繰入限度超過額 (29) - (31)	32		
交換取得資産の価額	11				翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額 (29) - (32)	33	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	12		繰越額の計算	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	34		
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	13			当期中に益金の額に算入すべき金額	35		
譲渡経費の額の計算	差引譲渡経費の額 (12) - (13)	14		期末特別勘定残額 (33) - (34) - (35)	期末特別勘定残額 (33) - (34) - (35)	36		
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 (14) × $\frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$	15			交換取得資産の種類	37		
帳簿価額の計算	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) - (15)	16		交換取得資産について帳簿価額を減額した場合	交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	38	円	
	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 (4) × $\frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$	17			圧縮限度額の計算	交換取得資産の価額 (11)	39	
差益割合の計算	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4) - (17)	18		交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4) 又は (18)		交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4) 又は (18)	40	
	取得した補償金等の額 (9)	19			交換取得資産につき支払った交換差金の額	41		
差益割合の計算	同上に係る譲渡経費の額 (14) × $\frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	20		交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) 又は (16)	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) 又は (16)	42		
	差引補償金等の額 (19) - (20)	21			計 (40) + (41) + (42)	43		
差益割合の計算	補償金等の額に対応する帳簿価額 (4) × $\frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	22		圧縮限度額 (39) - (43)	44			
	差益割合 (21) - (22) (21)	23		圧縮限度超過額 (38) - (44)	45			

【No.64】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、12欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

寄附金の損金算入に関する明細書

事年 業度 : : 法人名

別表十四(二)

令三・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合				
一般寄附金の損金算入限度額の計算	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	円	損金算入限度額	支出した長期給付事業への繰入利子額	25	円	
	特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2			同上以外のみなし寄附金額	26		
	その他の寄附金額	3			計	(25) + (26) + (27)	28	
	計 (1) + (2) + (3)	4			所得金額仮計 (別表四「25の①」)	29		
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5			寄附金支出前所得金額 (28) + (29)	30		
	計 (4) + (5)	6			同上の 20又は50 相当額	31		
	所得金額仮計 (別表四「25の①」+「26の①」)	7			算損金算入限度額	算損金算入限度額 (31)、(31)と(32)のうち多い金額)又は(31)と(33)のうち多い金額)	34	
	寄附金支出前所得金額 (6) + (7) (マイナスの場合は0)	8				指定寄附金等の金額 (41の計)	35	
	同上の 2.5又は1.25 相当額	9				国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額	36	
	期末の資本金等の額 (別表五(一)「36の④」) (マイナスの場合は0)	10				(28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28) - (36)	37	
	同上の月数換算額	11				損金 同上のうち損金の額に算入されない金額 (37) - (34) - (35)	38	
	同上の 2.5 相当額	12				国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (36)	39	
	一般寄附金の損金算入限度額 (9) + (12) × 1/4	13				計 (38) + (39)	40	
	特定金定算入益増進法の人の特等損に損	14				計 (21) + (22) + (23)	24	
寄附金支出前所得金額の 6.25 相当額 (8) × 6.25 / 100	14							
期末の資本金等の額の月数換算額の 3.75 相当額 (11) × 3.75 / 1,000	15							
特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 (14) + (15) × 1/2	16							
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (2)と(14)又は(16)のうち少ない金額)	17							
指定寄附金等の金額 (1)	18							
国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4) - (19)	19							
損金 同上のうち損金の額に算入されない金額 (20) - ((9)又は(13)) - (17) - (18)	21							
国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (19)	22							
完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)	23							
計 (21) + (22) + (23)	24							

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.73】10欄の金額は、別表五(一)の36④欄の金額(マイナスの場合は0)を記載していますか。

指定寄附金等に関する明細				
寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の用途	寄附金額
				41 円
計				
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細				
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の用途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額
				42 円
計				
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細				
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額
				円

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整
に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十四(五)
令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲受法人名	1					計
譲渡損益調整資産の種類	2					
譲渡年月日	3	・	・			
譲渡収益の額	4		円			
譲渡原価の額	5					
調整前譲渡利益額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6					
圧縮記帳等による損金算入額	7					
譲渡利益額 (6) - (7)	8					
当期が譲渡年度である場合の損金算入額 (8)	9					円
譲渡損失額 (5) - (4) (マイナスの場合は0)	10					
当期が譲渡年度である場合の益金算入額 (10)	11					
譲渡利益額の調整 (8)のうち期首現在で益金の額に算入されていない金額 (前期の(14))	12					
当期益金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(21)又は(25)の金額〕	13					
翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12)-(13)	14					
譲渡損失額の調整 (10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額 (前期の(17))	15					
当期損金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(22)又は(26)の金額〕	16					
翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15)-(16)	17					
当期に譲受法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	
簡便法により当期益金を計算する場合は	減価償却期間の月数 譲受法人が適用する耐用年数 × 12	19	月	月	月	月
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20				
	当期益金算入額 (8) × $\frac{(20)}{(19)}$	21	円	円	円	円
	当期損金算入額 (10) × $\frac{(20)}{(19)}$	22				
	支出の効果の及ぶ期間の月数	23				
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24				
当期益金算入額 (8) × $\frac{(24)}{(23)}$	25	円	円	円	円	
当期損金算入額 (10) × $\frac{(24)}{(23)}$	26					

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.74】5欄の金額は、1,000万円以上の金額を記載していますか。

【No.75】譲渡損益調整資産が減価償却資産又は繰延資産である場合、13欄又は16欄に金額を記載していますか。

【No.76】譲渡損益調整額の戻入れ計算を譲渡年度において原則法又は簡便法により行った場合、その後の年度もそれぞれ原則法又は簡便法を継続適用していますか。

交際費等の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表十五

支出交際費等の額 (8の計)	1	円	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) × $\frac{50}{100}$	2				
中小法人等の定額控除限度額 [(1)の金額又は800万円 × $\frac{1}{12}$] [相当額のうち少ない金額]	3		損金算入額 (1)-(4)	5	

令三・四・一以後終了事業年度分

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

支出交際費等の額の明細

科目	支出額	交際費等の額から 控除される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうち接待 飲食費の額
	6	7	8	9
交際費	円	円	円	円
計				

【No.78】 当事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が100億円超の法人であるにもかかわらず、9欄の計算をしていませんか。また、これらの額が1億円超の法人、又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式等の全部を保有されている法人等であるにもかかわらず、3欄の計算をしていませんか。

○ ○ ○

【No.77】 交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。

【No.77】 接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を9欄に含めていますか。

旧定額法又は定額法による減価償却資産
の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十六(一)
令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

種	類	1							
資	構	2							
産	造	3							
区	目	3							
分	取得年月日	4
	事業の用に供した年月	5							
	耐用年数	6	年	年	年	年	年	年	年
取得	取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外
価	圧縮記帳による積立金計上額	8							
額	差引取得価額(7)-(8)	9							
帳	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10							
簿	期末現在の積立金の額	11							
	積立金の期中取崩額	12							
価	差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	外△		外△		外△		外△
額	損金に計上した当期償却額	14							
	前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外		外
	合計(13)+(14)+(15)	16							
当期分の普通償却	平成19年3月31日以前取得分	17							
	残存価額	18							
	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	19							
	旧定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)-(17)	20							
	旧定額法の償却率	21		円		円		円	
	算出償却額(19)×(20)	22	()	()	()	()	()	()	()
	増加償却額(21)×割増率	23							
	計(22)+(23)又は(16)-(18)	24							
	算出償却額(18-17)× $\frac{5}{50}$	25							
限度額等	平成19年4月1日以後取得分	26							
	定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)	27							
	定額法の償却率	28		円		円		円	
	算出償却額(25)×(26)	29	()	()	()	()	()	()	()
	増加償却額(27)×割増率	30							
	計(28)+(29)	31							
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(29)	32							
	特に償却限度額適用の特例(租税特別措置法)	33							
	特別償却限度額	34							
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	35							
	合計(30)+(32)+(33)	36							
当期償却額	償却不足額(34)-(35)	37							
差引	償却超過額(35)-(34)	38							
償却超過額	前期からの繰越額	39							
	当認償却不足によるもの	40							
	積立金取崩しによるもの	41							
	差引合計翌期への繰越額(37)+(38)-(39)-(40)	42							
特別償却不足額	翌年に繰り越すべき特別償却不足額((36)-(39))と(32)+(33)のうち少ない金額	43							
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	44							
	差引翌期への繰越額(42)-(43)	45							
	翌期繰越額の内繰越	46							
	当期分不足額	47							
	資格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額((36)-(39))と(32)のうち少ない金額	48							
備考									

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.80】中小企業者等以外の法人又は適用除外事業者であるにもかかわらず、中小企業者等向けの特別償却を適用していませんか。
 【No.81】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳及び他の特別償却を重複適用していませんか。
 【No.82】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.4】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

日定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十六(二)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

種別	1						
資産	2						
区	3						
分	4						
取得年月日	5						
事業の用に供した年月	6						
耐用年数	7						
取得価額又は製作価額	8						
圧縮記帳による積立金計上額	9						
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10						
期末現在の積立金の額	11						
積立金の期中取崩額	12						
差引帳簿記載金額	13	外△	外△	外△			
損金に計上した当期償却額	14						
前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外	
合計	16						
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17						
償却額計算の基礎となる金額	18						
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	19						
旧定率法の償却率	20						
算出償却額	21		円		円		円
増加償却額	22	()	()	()	()	()	()
算出償却額	23						
定率法の償却率	24						
調整前償却額	25		円		円		円
保証率	26						
償却保証額	27		円		円		円
改定取得価額	28						
改定償却率	29						
改定償却額	30						
増加償却額	31						
合計	32	()	()	()	()	()	()
当期分の普通償却限度額等	33						
特別償却限度額	34						
特別償却限度額	35						
特別償却限度額	36						
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37						
合計	38						
当期償却額	39						
償却不足額	40						
差引償却超過額	41						
前期からの繰越額	42	外					
当期認められる償却不足によるもの積立金取崩しによるもの	43						
差引合計翌期への繰越額	44						
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	45						
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	46						
差引翌期への繰越額	47						
翌期への繰越額	48						
当期分不足額	49						
適合併等特別償却不足額	50						
備考	51						

【No.79】平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.80】中小企業者等以外の法人又は適用除外事業者であるにもかかわらず、中小企業者等向けの特別償却を適用していませんか。
 【No.81】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳及び他の特別償却を重複適用していませんか。
 【No.82】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.4】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十六(十)
令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

繰延消費税額等 (発生した事業年度又は連結事業年度)	1	円	円	円	円	円	円
当期の損金算入限度額 (1) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$ (当期発生分については (1) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$ × $\frac{1}{2}$)	2						
当期損金経理額	3						
差引 損金算入不足額 (2) - (3)	4						
引 損金算入限度超過額 (3) - (2)	5						
損金算入限度超過額 前期からの繰越額	6						
同上のうち当期損金認容額 (4)と(6)のうち少ない金額	7						
翌期への繰越額 (5) + (6) - (7)	8						

【No.109】課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、別表十六(十)を添付していますか。
【No.109】課税売上割合が80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算をしていますか(資産に係る控除対象外消費税額等が棚卸資産及び特定課税仕入れに係るもの並びに一の資産に係る金額が20万円未満である場合で、損金経理をしたものを除きます)。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

当期に生じた資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入額等の明細

課税標準額に対する消費税額等 (税抜経理分)	9	円	(12)のうち当期損金算入額	14	円
課税仕入れ等の税額等 (税抜経理分)	10	同	(13)の割合が80%以上である場合の資産に係る控除対象外消費税額等の合計額	15	
同上の額のうち課税標準額に対する消費税額等から控除されない部分の金額	11	上	資産に係る控除対象外消費税額等で棚卸資産に係るものの合計額	16	
同上の額のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等の合計額)	12	の	資産に係る控除対象外消費税額等で特定課税仕入れに係るものの合計額	17	
		う	資産に係る控除対象外消費税額等で20万円未満のものの合計額	18	
当期の消費税の課税売上割合	13	ち	当期の繰延消費税額等 (12) - (15) 又は ((12) - (16) - (17) - (18))	19	

添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十七(三)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国関係会社等の名称	名称	1	<p>【No.83】 租税の負担割合が20/100未満である外国関係会社(特定外国関係会社を除きます。)又は租税の負担割合が30/100未満である特定外国関係会社を有する場合、別表十七(三)等を作成していますか(合算課税制度の適用を受けない場合であっても、これらの外国関係会社又は特定外国関係会社の財務諸表、申告書等を添付する必要があります。)</p> <p>【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。</p> <p>【No.84】 各欄は、添付した外国関係会社の財務諸表、申告書等の記載内容と一致していますか。</p>					
	本たる所の又は主たる事業所	2						
	所在地	3						
	事業年度	4						
	主たる事業	5						
	外国関係会社の区分	6				特定外国関係会社 対象外国関係会社 外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社 外国金融子会社等	特定外国関係会社 対象外国関係会社 外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社 外国金融子会社等	特定外国関係会社 対象外国関係会社 外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社 外国金融子会社等
	資本金の額又は出資金の額	7				() () () ()		
	株式等の保有割合	8				% % % %		
	営業収益又は売上高	9				() () () ()		
	営業利益	10				() () () ()		
	税引前当期利益	11				() () () ()		
	利益剰余金	12				() () () ()		
	所得に対する租税の負担割合(別表十七(三)付表二「39」又は「40」)	13				% % % %		
	企業集団等所得課税規定の適用を受ける外国関係会社の該当・非該当	14				該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当
	添付書類	15				貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類
課税対象金額等の状況	16							
請求権等勘案合算割合(別表十七(三)「27」、別表十七(三)「8」又は別表十七(三)「10」)	17	%	%	%				
課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融子会社等部分課税対象金額又は個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融子会社等部分課税対象金額(別表十七(三)「28」、別表十七(三)「9」又は別表十七(三)「11」)	18	() () () ()						

特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用
対象金額等の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十七三の二

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国関係会社の名称		1	事業年度		2	・	・
適用対象金額及び課税対象金額等の計算							
所得計算上の適用法令		3	本邦法令・外国法令			16	
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額		4				17	
			減				
損金の額に算入した法人所得税の額		5				18	
		6				19	
加			算				
【No.85】 24欄の金額は、2欄の事業年度中に確定した法人所得税の額を記載していますか（2欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載していませんか。）。							
			小計			21	
算		9	基準所得金額 (4) + (11) - (21)			22	
		10	繰越欠損金の当期控除額 (30)の計			23	
小計		11	当期中に納付することとなる法人所得税の額			24	
減		12	当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額			25	
子会社から受ける配当等の額		13	適用対象金額 (22) - (23) - (24) + (25)			26	
特定部分対象外国関係会社株式等の特定譲渡に係る譲渡利益額		14	請求権等勘案合算割合			27	%
控除対象配当等の額		15	課税対象金額又は個別課税対象金額 (26) × (27)			28	(円)
欠損金額の内訳							
事業年度		控除未済欠損金額		当期控除額	翌期繰越額 (29) - (30)		
		29		30	31		
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
計							
当期分							
合計							

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.85】 24欄の金額は、2欄の事業年度中に確定した法人所得税の額を記載していますか（2欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載していませんか。）。

【No.86】 28欄の金額の換算レートは、特定外国関係会社又は対象外国関係会社の当事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか（自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。）。

【No.4】 前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表十七(三)の五

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国関係会社の名称		1	適用対象金額 (別表十七(三)の二)「26」)	8			
本たる所 又事在 は務主所	国名又は地域名	2	子会社から受ける配当等の額 (別表十七(三)の二)「13」のうち(6)の外国 法人税の課税標準に含まれるもの)	9			
	所在地	3					
事業年度		4	【No.87】6欄の金額は、4欄の事業年度の所得に対する外国法人税額ですか。 【No.87】外国法人税額に係る申告書等を添付していますか。				
外国 法人 税	税種	5	増額又は減額前の事業年度又は 連結事業年度の(6)の金額	7			
	外国法人税額	6			(6) × (13)	14	
	増額又は減額前の事業年度又は 連結事業年度の(6)の金額	7					
外国 金融 子 会社 等 の 計 算 に 係 る 部 分 対 象 外 国 関 係 会 社 に 係 る 控 除 対 象	特定外国関係会社 又は対象外国関係 会社	適用対象金額 (55)	15	外国 金融 子 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 外 国 関 係 会 社 に 係 る 控 除 対 象 外 国 関 係 会 社 に 係 る 控 除 対 象 外 国 関 係 会 社 に 係 る 控 除 対 象			特定外国関係会社 又は対象外国関係 会社
子会社から受ける配当等の額 (46)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	16	子会社から受ける配当等の額 (46)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	25				
控除対象配当等の額 (47)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	17	控除対象配当等の額 (47)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	26				
調整適用対象金額 (15) + (16) + (17)	18	調整適用対象金額 (24) + (25) + (26)	27				
部分適用対象金額 (別表十七(三)の三)「7」)	19	金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三)の四)「9」)	28				
部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額 (別表十七(三)の三)「9」)	20	金融子会社等部分課税対象金額又は 個別金融子会社等部分課税対象金額 (別表十七(三)の四)「11」)	29				
(20) ≤ (18)の場合 $\frac{(20)}{(18)}$	21	(29) ≤ (27)の場合 $\frac{(29)}{(27)}$	30				
(20) > (18)の場合 $\frac{(20)}{(19)}$	22	(29) > (27)の場合 $\frac{(29)}{(28)}$	31				
(6) × ((21)又は(22))	23	(6) × ((30)又は(31))	32				
(12)と(14)のうち少ない金額、(20)と(23)のうち少ない金額又は(29)と(32)のうち少ない金額		33					
異動 した 場合 が	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(33)の金額		34				
	(33) ≥ (34)の場合 (33) - (34)		35				
	(33) < (34)の場合 (34) - (33)		36	(円)			
課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象金額等に係る個別控除対象外国法人税額 (33)又は(35)		37	(円)				
特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合の適用対象金額の計算							
所得計算上の適用法令		38	木邦法令・外国法令	控除対象配当等の額			
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額		39	減	48			
加 算	損金の額に算入した法人所得税の額		40	【No.88】36欄及び37欄の金額の換算レートは、外国関係会社の 当事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日におけ る電信売買相場の仲値を適用していますか(自社の同日を含 む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用し ている場合、継続適用していますか。)			
			41				
			42				
			43				
繰越欠損金の当期控除額		43	繰越欠損金の当期控除額	52			
小計		44	当期中に納付することと なる法人所得税の額	53			
減 算	益金の額に算入した法人所得税の還付額		45	当期中に還付を受けることと なる法人所得税の額			
	子会社から受ける配当等の額		46	適用対象金額 (51) - (52) - (53) + (54)	55		

特定課税対象金額等又は特定個別課税対象金額等がある
場合の外国法人から受ける配当等の益金不算入額等の計
算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		法人名		
外国法人の名称	1	国名又は地域名	3	
外国法人の事業年度	2	所在地	4	
支払義務確定日	5	計		
支払義務確定日までの保有期間	6			
発行済株式等の保有割合	7			
発行済株式等の連結保有割合	8			
剰余金の配当等の額	9			
(9)に係る外国源泉税等の額	10			
(9)配当が当該損に合 金該 算当 入す	11			
(9)のうち外国子会社配当益金不 算入の対象とならない損金算入配 当等の額 (別表八(二)「16」)	12			
外国子会社配当益金不算入の対象 となる剰余金の配当等の額 (9)-(11)	13	(31)の合計	(17)の①	(17)の② (17)の③
特定課税対象金額又は特定個別課税対象 金額	14			
((9)又は(12))と(13)のうち少ない金額	15			
差引 (13)-(14)	16			
(11)と(15)のうち少ない金額	17	①	②	③
差引 (15)-(16)	18			
間接特定課税対象金額又は間接特定個別 課税対象金額	19	(別表十七(三の八)「23」)	(22)の①	(22)の②
((9)又は(12))と(18)のうち少ない金額	20			
差引 (18)-(19)	21			
(11)と(20)のうち少ない金額	22	①	②	③
差引 (20)-(21)	23	(円)	(円)	(円)
損金算入配当以外の外国子会社配当に 係る益金不算入額 (14)×5%+(19)×5%	24	(円)	(円)	(円)
損金算入配当 (14)×5%+(19)×5%	25	(円)	(円)	(円)
益金不算入額 (16)+(21)	26	(円)	(円)	(円)
益金不算入額 (24)+(25)	27	(円)	(円)	(円)
上記以外の配当に係る益金不算入額 (14)+(19)	28	(円)	(円)	(円)
(23)及び(24)に係る外国源泉税等の額 (10)又は $(10) \times \frac{(14)+(19)}{(9)}$	29	(円)	(円)	(円)
請求権等勘案直接保有株式等の 保有割合	30	%当期発生額 (別表十七(三の二)「26」、別表十七(三の 三)「7」又は別表十七(三の四)「9」)×(29)		
事業年度又は連結事業 年度	31	前期繰越額又は当期発生額	32	当期繰越額 (31)-(32)
対象金額 又は特定 個別課税 対象金額 の明細				
計				
当期分	(30)			
合計				

【No.89】 5欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.3】 当事業年度に適用され
る別表を使用していますか。

別表十七(三)の七

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国外関連者に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十七(四)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国外 関連者 の 名称 等	名称					
	本店又は事務主所の所在地	国名又は地域名				
		所在地				
	主たる事業					
	従業員の数					
	資本金の額又は出資金の額					
	特殊の関係の区分		第 該当 第	第 該当 第	第 該当 第	
	株式等の保有割合	保有		%	%	%
		被保有		%	%	%
		同一の者による国外関連者の株式等の保有		%	%	%
直近事業年度の営業収益等	事業年度		. . .			
	営業収益又は売上高		(百万円)	(百万円)	(百万円)	
	営業費用	原価	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
		販売費及び一般管理費	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
	営業利益		(百万円)	(百万円)	(百万円)	
	税引前当期利益		(百万円)	(百万円)	(百万円)	
	利益剰余金		(百万円)	(百万円)	(百万円)	
国外 関連者 との 取引 状況 等	棚卸資産の対価	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
	役務提供の対価	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
	有形固定資産の使用	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
	無形資産の譲渡の対価	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
無形資産の使用料	受取	百万円	百万円	百万円		
	支払					
	算定方法					
貸付金の利息又は借入金の利息	受取	百万円	百万円	百万円		
	支払					
	算定方法					
事前確認の有無	受取	百万円	百万円	百万円		
	支払					
	算定方法					
事前確認の有無		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無		

【No.90】国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者の名称、国外関連者の直近事業年度の営業収益等及び国外関連者との取引状況等について記載していますか（取引には対価の授受がないものも含まれます。）。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

付表

組織再編成に係る主要な事項の明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

提出対象法人の区分、組織再編成の様態及び組織再編成の日	1	区 分	態 様		組織再編成の日
		被合併法人・合併法人・分割法人・分割承継法人・現物出資法人（株式交付以外）・被現物出資法人（株式交付以外）・株式交付親会社・現物分配法人・被現物分配法人（適格現物分配）・株式交換完全親法人・株式交換完全子法人・株式移転完全親法人・株式移転完全子法人	合併・分割型分割（単独新設分割型分割以外）・単独新設分割型分割・分社型分割・中間型分割・現物出資（株式交付以外）・株式交付・現物分配（株式分配以外）・株式分配・株式交換・株式移転		・ ・
相手方の区分、名称及び所在地	2	区 分	名 称	所 在 地	
		合併法人・被合併法人・分割承継法人・分割法人・被現物出資法人・現物出資法人（株式交付以外）・株式交付子会社・被現物分配法人・現物分配法人・株式交換完全子法人・株式交換完全親法人・株式移転完全子法人・株式移転完全親法人			
移転した（又は交付した）資産又は負債の明細	3	資産・負債の種類	価額等	株式交付にあつては左の算定根拠	
移転を受けた資産又は負債の明細	4	資産・負債の種類	価額等		
適 格 判 定 に 係 る 主 要 な 事 項					
適 格 区 分	5	適 格（法第2条第 号 該当） その他	株式の保有割合 組織再編成前 組織再編成後		
【No.5】組織再編成が行われた場合、適格判定を行っていますか。			%	%	
			%	%	
従 業 者 の 数	7	組織再編成前		組織再編成後	
		人		人	
組 織 再 編 成 前 の 主 要 事 業 等	8	(継 続 ・ 関 連)			
関 連 事 業	9				
事 業 規 模	10	指 標		左 の 指 標 に よ る 規 模 の 比 較	
		売上金額・資本金の額又は出資金の額・従業員の数・その他（ ）			
特 定 役 員 等 の 役 職 名 及 び 氏 名	11	組織再編成前の役職名	組織再編成後の役職名	氏 名	
支 配 株 主 の 株 式 の 保 有 状 況	12	氏 名 又 は 名 称	旧 株 数	新株継続保有見込の有無	
			株	有・無	
		(合 計)	株	有・無	
		被合併法人等の発行済株式等の数	株		

貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金		支払手形	
受取手形		買掛金	
有価証券		未払費用	
短期貸付金		短期借入金	
前払費用		未払法人税等	
繰延税金資産		賞与引当金	
その他		製品保証引当金	
貸倒引当金		未払消費税額等	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	
建物		社 債	
建物付属設備		退職給付引当金	
機械及び装置		役員退職引当金	
車両及び運搬具		繰延税金負債	
土地		負債合計	
建物仮勘定		(純資産の部)	
無形固定資産		株主資本	
借地権		資本金	
施設利用権		資本剰余金	
営業権		資本準備金	
投資その他の資産		その他資本剰余金	
投資有価証券		利益剰余金	
長期貸付金		利益準備金	
前払年金費用		その他利益剰余金	
貸倒引当金		×××準備金	
資産合計		〇〇〇積立金	
		別途積立金	
		繰越利益剰余金	
		自己株式	
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
		純資産合計	
		負債及び純資産合計	

【No.24】別表五(二)の41欄の記載額と一致していますか。

【No.17】任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、別表五(一)の④欄の金額と一致していますか。

【No.108】貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表②⑥欄の金額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか)。

【No.11】自己株式を計上している場合、その自己株式数を別表二の1欄の内書に記載していますか。
【No.19】貸借対照表に自己株式を計上している場合、法令第8条第1項第20号及び第21号に掲げる金額を別表五(一)のⅡ「資本金等の額の計算に関する明細書」において減算するなどの調整を行っていますか。

損益計算書 (自令和3年4月1日至令和4年3月31日)

科目	金額
営業収益	
売上高	
営業費用	
売上原価	
販売費及び一般管理費	
営業利益	
営業外収益	
営業外費用	
支払利息	
経常利益	
特別利益	
固定資産売却益	
特別損失	
有価証券評価損	
減損損失	
ゴルフ会員権評価損	
貸倒損失	
税引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
当期純利益	

【No.97】 損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額を別表四で加算していますか。

【No.91】 有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。

株主資本等変動計算書

	株主資本								評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計		
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金			繰延 ヘッジ 損益	評価・換 算差額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計							
						×× 積立金	繰越利益 剰余金								
当期首残高															
当期変動額															
新株の発行															
剰余金の配当															
当期純利益															
自己株式の処分															
××××															
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)															
当期変動額合計															
当期末残高															

【No.14】 剰余金の配当等の額は、別表四の1③欄の配当の額と一致していますか。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
- 2 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日

- 3 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	配当の 原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日

役員給与等の内訳書

役員給与等の内訳											
役職名 担当業務	氏名 住所	代表者との関係	役員給与計	左の内訳 使用人職務分以外				退職給与			
				使用人職務分	定期同額給与	事前確定届出給与	業績連動給与		その他		
		常勤・非常勤の別	百万円	千円	円	百万円	千円	円	百万円	千円	円
		常・非									
		常・非									
		常・非									
		常・非									
		常									
計											
人件費の内訳											
区分			総額			総額のうち代表者及びその家族分					
			百万円	千円	円	百万円		千円		円	
役員給与											
従業員	給与手当										
	賃金手当										
計											

【No.95】 税務上使用人兼務役員になれない役員（専務取締役、常務取締役、監査役等）に対する給与の額を、「使用人職務分」欄に記載していませんか（その役員に対する給与の額が専務取締役等就任前の使用人職務分に対する給与の額である場合を除きます。）。

【No.96】 「使用人職務分」欄に金額の記載がある場合、使用人としての職制上の地位（部長、工場長等）を「役職名」欄及び「担当業務」欄に記載していますか。

【No.92】 「事前確定届出給与」欄に記載された金額は、事前確定届出給与に関する届出書に記載した金額と一致していますか。

【No.92】 確定した数の株式又は新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額として損金の額に算入する金額は、交付決議時価額と一致していますか。

【No.93】 業績連動給与の額を損金の額に算入している場合、非同族会社又は非同族会社による完全支配関係がある同族会社に該当していますか。

【No.94】 役員に対する給与（使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。）の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を別表四で加算していますか。

(注) 1. 役員給与等の内訳の記載に当たっては、最上段には代表者分を記入してください（他の役員についての記入順は任意）。

2. 「役員給与計」欄には、役員に対して支給する給与の金額のほか賞与の金額を含み、退職給与の金額を除いた金額を記入してください。

3. 「左の内訳」の「使用人職務分」欄には、使用人兼務役員に支給した使用人職務分給与の金額を記入してください。

4. 「使用人職務分以外」の「定期同額給与」欄には、その支給時期が1月以下の一定期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与など法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与の金額を記入してください。

5. 「使用人職務分以外」の「事前確定届出給与」欄には、その役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する同法第34条第1項第2号に掲げる給与の金額を記入してください。

6. 「使用人職務分以外」の「業績連動給与」欄には、業務を執行する役員に対して支給する法人税法第34条第1項第3号に掲げる給与の金額を記入してください。

7. 「使用人職務分以外」の「その他」欄には、上記4. 5. 6以外の給与の金額を記入してください。

8. 「従業員」の「給与手当」欄には、事務員の給料・賞与等一般管理費に含まれるものを記入し、「賃金手当」欄には、工具等の賃金等製造原価（又は売上原価）に算入されるものを記入してください。

G K 0 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿	※	一連番号	翌年以降 送付不要
納税地	(電話番号 - -)	税	申告年月日	令和 年 月 日
(フリガナ) 名称 又は屋号		務		
個人番号 又は法人番号		課		
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名		税		

【No.107】法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。
【No.109】課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、法人税申告書別表十六(十)を添付していますか。

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

（中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日）
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

第一表
令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		付割賦基準の適用	有	無	31
課税標準額	①				32
消費税額	②				33
控除過大調整税額	③				34
控除税額	控除対象仕入税額	④			35
	返還等対価に係る税額	⑤			
	貸倒れに係る税額	⑥			41
控除税額小計	(④+⑤+⑥)	⑦			
控除不足還付税額	(⑦-②-③)	⑧			13
差引税額	(②+③-⑦)	⑨		00	15
中間納付税額	⑩			00	16
納付税額	(⑨-⑩)	⑪		00	17
中間納付還付税額	(⑩-⑪)	⑫		00	18
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	⑬			19
	差引納付税額	⑭		00	20
課税売上 割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮			21
	資産の譲渡等の対価の額	⑯			22
この申告書による地方消費税の税額の計算					
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰			51
	差引税額	⑱		00	52
課税売上割合	還付税額	⑲			53
	納付税額	⑳		00	54
中間納付課税割額	㉑			00	55
納付課税割額	(㉑-㉒)	㉒			56
中間納付還付課税割額	(㉑-㉒)	㉓			57
この申告書 が修正申告 である場合	既確定課税割額	㉔			58
	差引納付課税割額	㉕			
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖				

【No.99】①欄の金額は、附表2-1①のD欄、E欄(X欄に金額がある場合、附表2-2の各欄)又は2-3①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか(申告書第一表⑤欄又は附表2-1若しくは2-3①の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか)。

【No.98】電子申告義務がある法人(当事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社)の場合、消費税及び地方消費税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

【No.106】⑩欄及び㉑欄の金額について、それぞれの金額の配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはありませんか。

【No.108】㉖欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか)。

㉖ = (11+22) - (③+⑫+⑬+⑭) : 修正申告の場合
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付す

G K 0 6 0 1

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号	
------	--

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称 又は屋号	
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	<input type="radio"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="radio"/>	附則38②	52
小売等軽減売上割合	<input type="radio"/>	附則39①	53

第二表

令和元年十月一日以後終了課税期間分

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至 令和 年 月 日

中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

課税標準額	①	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
※申告書(第一表)の①欄へ														0	0	0	01

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②															02
	4%適用分	③															03
	6.3%適用分	④															04
	6.24%適用分	⑤															05
	7.8%適用分	⑥															06
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3%適用分	⑧															07
	7.8%適用分	⑨															08
		⑩															09

【No.104】課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れ(例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等)がある場合、⑧~⑩欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載していますか。

消費税額	⑪	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
※申告書(第一表)の②欄へ																	
⑪の内訳	3%適用分	⑫															21
	4%適用分	⑬															22
	6.3%適用分	⑭															23
	6.24%適用分	⑮															24
	7.8%適用分	⑯															25

返還等対価に係る税額	⑰	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
※申告書(第一表)の⑤欄へ																	
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱															31
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲															32

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	4%適用分	⑳															41	
	6.3%適用分	㉑															42	
	6.24%及び7.8%適用分		㉒															43
			㉓															44

(注1) ⑥~⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉑~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

第4-1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
区 分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額	① (付表1-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000	
①課税資産の譲渡等の対価の額	① (付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	
	② (付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税売上割合が99%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑨欄へ	※第一表の⑩欄へ	
消費税額	② (付表1-2の②X欄の金額)	※第一表の⑬欄へ	※第一表の⑭欄へ	※第一表の⑮欄へ	
控除過大調整税額	③ (付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の⑳D欄の合計金額)	(付表2-1の㉑E欄の合計金額)	※第一表の⑯欄へ	
控除	控除対象仕入税額	④ (付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の㉒D欄の金額)	(付表2-1の㉓E欄の金額)	※第一表の⑰欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤ (付表1-2の⑤X欄の金額)			
税額	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	⑤ (付表1-2の⑤X欄の金額)			
	⑤ 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤ (付表1-2の⑤X欄の金額)			
額	貸倒れに係る税額	⑥ (付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑱欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ (付表1-2の⑦X欄の金額)			※第一表の㉒欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧ (付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑩E欄へ	※⑩E欄へ		
差引税額 (②+③-⑦)	⑨ (付表1-2の⑨X欄の金額)	※⑩E欄へ	※⑩E欄へ		
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩			※マイナスの場合は第一表の㉓欄へ ※プラスの場合は第一表の㉔欄へ	
地方消費税の課税標準	控除不足還付税額	⑪ (付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑩E欄の合計金額)	
	差引税額	⑫ (付表1-2の⑫X欄の金額)		(⑨D欄と⑩E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬ (付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の㉕欄へ	※マイナスの場合は第一表の㉕欄へ ※プラスの場合は第一表の㉖欄へ ※第一表の㉗欄へ	
譲渡割額	還付額	⑭ (付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑪E欄×22/78)	
	納税額	⑮ (付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑫E欄×22/78)	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯			※マイナスの場合は第一表の㉘欄へ ※プラスの場合は第一表の㉙欄へ	

【No.103】⑥のD欄、E欄は、貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の6.24/108、7.8/110相当額を、⑥X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。
【No.103】不課税又は非課税取引(金銭の貸付け等)に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区分		税率3%適用分	税率4%適用分	税率6.3%適用分	旧税率分小計 X
		A	B	C	(A+B+C)
課税標準額	①	円 000	円 000	円 000	円 ※付表1-1の①X欄へ 000
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①	※第二表の②欄へ		※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ
	①-1	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑤欄へ	※付表1-1の①-1X欄へ
内訳	①-2 特定課税仕入れに係る支払対価の額				※付表1-1の①-2X欄へ
	② 消費税額	※第二表の⑫欄へ	※第二表の⑬欄へ	※第二表の⑭欄へ	※付表1-1の②X欄へ
控除過大調整税額		(付表2-2の⑳・㉑A欄の合計金額)	(付表2-2の⑳・㉑B欄の合計金額)	(付表2-2の⑳・㉑C欄の合計金額)	※付表1-1の③X欄へ
控除	控除対象仕入税額	(付表2-2の㉒A欄の金額)	(付表2-2の㉒B欄の金額)	(付表2-2の㉒C欄の金額)	※付表1-1の④X欄へ
	返還等対価に係る税額				
税	⑤ 売上げの返還等の対価に係る税額				
	⑤-1 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	※⑤-2欄			
額	⑥ 貸倒れに係る税額				※付表1-1の⑥X欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)				※付表1-1の⑦X欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)		※⑩B欄へ		※⑩C欄へ	※付表1-1の⑧X欄へ
差引税額 (②+③-⑦)		※⑫B欄へ		※⑫C欄へ	※付表1-1の⑨X欄へ
合計差引税額 (⑨-⑧)					
地方消費税の課税標準	控除不足還付税額	(⑩B欄の金額)		(⑩C欄の金額)	※付表1-1の⑪X欄へ
	差引税額	(⑫B欄の金額)		(⑫C欄の金額)	※付表1-1の⑫X欄へ
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)		※第二表の⑲欄へ		※第二表の⑲欄へ	※付表1-1の⑬X欄へ
譲渡割額	還付額	(⑩B欄×25/100)		(⑩C欄×17/63)	※付表1-1の⑭X欄へ
	納税額	(⑫B欄×25/100)		(⑫C欄×17/63)	※付表1-1の⑮X欄へ
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)					

【No.103】⑥ X欄は、⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。
【No.103】不課税又は非課税取引(金銭の貸付け等)に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1/10未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区 分		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合 計 C (A+B)	
課税標準額 ①		円 000	円 000	円 000	
① の 内 訳	課税資産の譲渡等 の対価の額 ①・1	※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑦欄へ	
	特定課税仕入れに 係る支払対価の額 ①・2	※①・2欄は、課税売上割合が99%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の④欄へ		※第二表の⑩欄へ	
消費税額 ②		※第二表の⑥欄へ		※第二表の⑪欄へ	
控除過大調整税額 ③		(付表2-3の⑤・⑥A欄の合計金額)		※第一表の③欄へ	
控 除	控除対象仕入税額 ④	(付表2-3の⑤A欄の金額)		※第一表の④欄へ	
	返還等対価に 係る税額 ⑤			※第二表の⑩欄へ	
税 額	⑤ の 内 訳			※第二表の⑩欄へ	
	売上げの返還等 対価に係る税額 ⑤・1				
	特定課税仕入れ の返還等対価に 係る税額 ⑤・2	※⑤・2			
	貸倒れに係る税額 ⑥			※第一表の⑩欄へ	
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦			※第一表の⑦欄へ	
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧				※第一表の⑧欄へ	
差引税額 (②+③-⑦) ⑨				00	
地 方 と な る 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控除不足還付税額 (⑧) ⑩			※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑩及び⑪欄へ	
	差引税額 (⑨) ⑪			00	
譲 渡 割 納 税 額	還付額 ⑫			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑩欄へ	
	納税額 ⑬			(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑩欄へ	
				00	

【No.103】⑥のA欄、B欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を記載していますか。
【No.103】不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む〕

課税期間		・ ・ ・	～
項目		旧税	
課税売上額（税抜き）	①	(付表2-2の①)	
免税売上額	②		
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の 価額	③		
課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)	④		
課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額)	⑤		
非課税売上額	⑥		
資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)	⑦		
課税売上割合 (④/⑦)	⑧		※付表2-2の⑧欄へ [%] ※進数 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑨	(付表2-2の⑨欄の金額)	
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(付表2-2の⑩欄の金額)	(⑨D欄×6.24/108) (⑨E欄×7.8/110)
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	(付表2-2の⑪欄の金額)	※⑩及び⑪欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫	(付表2-2の⑫欄の金額)	
課税貨物に係る消費税額	⑬	(付表2-2の⑬欄の金額)	
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭	(付表2-2の⑭欄の金額)	
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮	(付表2-2の⑮欄の金額)	
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯	(付表2-2の⑯欄の金額)	
課税売上高が5億円超 かつ、課税売上割合が95%未満 の場合	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰	(付表2-2の⑰欄の金額)
	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱	(付表2-2の⑱欄の金額)
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 [(⑰+⑱)×④/⑦]	⑲	(付表2-2の⑲欄の金額)
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑮×④/⑦)	⑳	(付表2-2の⑳欄の金額)	
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉑	(付表2-2の㉑欄の金額)
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒	(付表2-2の㉒欄の金額)
	居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓	(付表2-2の㉓欄の金額)
差引	控除対象仕入税額 [(⑯、⑱又は⑲)の金額]±㉑±㉒±㉓がプラスの時	㉔	※付表1-1の④D欄へ ※付表1-1の④E欄へ
	控除過大調整税額 [(⑯、⑱又は⑲)の金額]±㉑±㉒±㉓がマイナスの時	㉕	※付表1-1の④D欄へ ※付表1-1の④E欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉖	(付表2-2の㉖欄の金額)	※付表1-1の④D欄へ ※付表1-1の④E欄へ

【No.99】 申告書第一表①欄の金額は、①のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄）の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか（申告書第一表⑤欄又は付表2-1⑪の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。）。

【No.100】 非居住者から受け取る利子等（外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等）の額がある場合、その金額を③F欄に記載していますか。

【No.101】 ⑥F欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5%に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利子の金額を含めていますか。

【No.105】 課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れがある場合、⑫E欄は、⑪E欄の金額に7.8/100を乗じた金額を記載していますか（又は、⑫X欄は、付表2-2⑪C欄の金額に6.3/100を乗じた金額を記載していますか。）。

【No.102】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成して当該付表を作成する。
3 ⑩及び⑪欄には、借引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。には、その金額を控除した後の金額を記載する。

第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
課税売上額(税抜き)	①	円	円	円	※付表2-1の①X欄へ 円
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				(付表2-1の④F欄の金額)
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				(付表2-1の⑦F欄の金額)
課税売上割合(④/⑦)	⑧				(付表2-1の⑧F欄の割合) [%] ※端数 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨				※付表2-1の⑨X欄へ
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×3/103)	(⑨B欄×4/105)	(⑨C欄×6.3/108)	※付表2-1の⑩X欄へ
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑩及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表2-1の⑪X欄へ
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			(⑪C欄×6.3/100)	※付表2-1の⑫X欄へ
課税貨物に係る消費税額	⑬				※付表2-1の⑬X欄へ
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭				※付表2-1の⑭X欄へ
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮				※付表2-1の⑮X欄へ
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯				
課税売上高が5億円超 かつ、課税売上割合が95%未満の場合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの				
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの				※付表2-1の⑰X欄へ
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 (⑰+(⑱×④/⑦))				※付表2-1の⑱X欄へ
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑱×④/⑦)				※付表2-1の⑲X欄へ
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	⑳				※付表2-1の㉑X欄へ
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒				※付表2-1の㉓X欄へ
居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉔				※付表2-1の㉕X欄へ
控除対象仕入税額 [(⑰、⑱又は⑲の金額)±㉒±㉓±㉔]がプラスの時	㉖	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の④X欄へ
控除過大調整税額 [(⑰、⑱又は⑲の金額)±㉒±㉓±㉔]がマイナスの時	㉗	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の④X欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉘	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の④X欄へ

【No.102】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
3 ④、⑤及び⑧のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

課税期間		. . .	
項目		税率	
課税売上額(税抜き)	①		
免税売上額	②		
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③		
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④		
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤		
非課税売上額	⑥		
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦		
課税売上割合(④/⑦)	⑧	[%]	※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨		
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×6.24/108)	(⑨B欄×7.8/110)
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫		(⑪B欄×7.8/100)
課税貨物に係る消費税額	⑬		
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑭		
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮		
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額)	⑯		
課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合	⑯のうち、課税売上げのみ要するもの	⑰	
	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱	
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑰+(⑱×④/⑦)〕	⑲	
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑮×④/⑦)	⑳		
控除調整額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑	
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒	
	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓	
差引	控除対象仕入税額 〔(⑮、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓〕がプラスの時	㉔	※付表1-3の④A欄へ
	控除過大調整税額 〔(⑮、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓〕がマイナスの時	㉕	※付表1-3の④B欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉖	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ

【No.99】 申告書第一表①欄の金額は、①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか(申告書第一表⑤欄又は付表2-3⑪の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。)

【No.100】 非居住者から受け取る利子等(外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等)の額がある場合、その金額を③C欄に記載していますか。

【No.101】 ⑥C欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5%に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利子の金額を含めていますか。

【No.104】 課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れがある場合、⑫B欄は、⑪B欄の金額に7.8/100を乗じた金額を記載していますか。

【No.102】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑨及び⑫欄には、値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。